

自筆証書遺言書の保管について

自筆証書遺言の保管についての説明となります。

● 「封筒」の確認

遺言を入れる封書のポイントは次の通りです。

- イ) 封書も遺言者がすべて自書する。
- ロ) 遺言書に押印した同じ印で封印する。(注)
- ハ) 遺言書と同じ日付を書く

(注) 遺言保管所に遺言書の保管を申請する場合は、無封とする。

● 法的効果を高める工夫

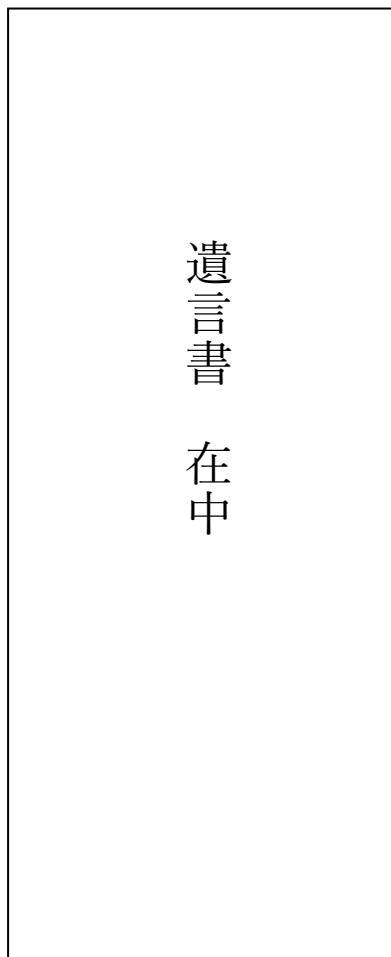
(1) 印鑑登録証明書と一緒に保管する

自筆証書遺言に押印する印鑑は、「実印」とは定められていないので認印でも構いません。しかし、遺言の信憑性を高めるために「実印」で押すことが望ましいです。

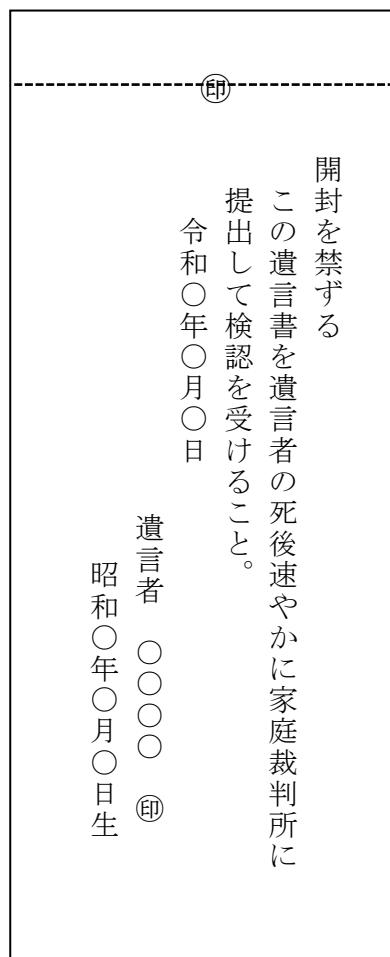
遺言書・封書を「実印」で押印した場合は、印鑑登録証明書を取得して、遺言書と一緒に保管するのが良いとされています。

封筒の記載例

(表面)



(裏面)



(注) 本文と同様に本人が自署することが必要です。また、本文で使用した物と

同じ印で押印すること。

また、遺言保管所に保管された遺言書は、検認の適用が除外されます。

従って、この場合は、裏面の「開封を禁ずる・・・検認を受けること。」

の記載は不要です。